

掛川市選挙管理委員会告示第4号

掛川市選挙管理委員会規程（平成17年掛川市選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

掛川市選挙管理委員会
委員長 大場 浩

第19条第2号中「係長」の次に「、主査」を加え、「及び主事補」を「、主事」に改める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。